862
1

亜墨利加漂流記

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

862
1
81

亞墨利加漂流記

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
(87)

宮津浦傳義同人二弟五右衛中 濱浦勇次郎
等漂流始末少書

一 傳義ト書ハ去ル 天保十二丑年正月五日 宮津浦 沿右衛門
以持ル 漁船を借受 私兼弟 二弟 五右衛門 宮津浦 右衛門
中 濱浦 勇次郎 荷蓉 乃人 家組 飯米 或ハ 十五斗 積入
宮津浦出帆同 狀ト 津浦 舞ル 和城仕 翌六日 佐賀浦
沖ニ 乃 拝 繩 漁仕 得 去 漁事 無 座 千 頼 行 田村 十 荒

国立国会図書館 タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

見合に要ニ言ヲ其間来訴ヘ迫リ其里餘も一ツ見ル惣ニ石ニ有
志の業ニ生義決ス人見ル住居ハ土地ニハ有人ニ
尤未申し方ニ有ニ岩穴を人常ニ入ル狭くしたる
中ニ弘百四方程も有し一日雨露し凌ニ一夜成ル船漂流
床を拵ヘ直ニ採伏仕食物ニトラクロラと申ス深山居ル
夫ニ殺し石ニ刻ニ角ニ削地ニ様ニ又ニ平遠ニ有
日ニし食ニ仕水ニ備ニ岩ニ滴リ倚ニ落し幸ニ破

和仕ニ食ニ有捕ニ一陸ニ居ル右ニ有ニ乞ニ有ニ
咽ニ渡ル月ニ後送ル中或ニ石ニ黒ニ作ル決ニ有ニ特迫リ
居ル處いたるに山の頂ニ出リ見合ニ得ニ上ハ事ニして
言ヲ云ニ人斗ニ石ニ積式ニ塀ニ拵ニ築迫し二十遠ニ月ニ人
取ニ塀ニ海ニ有し何ニ前方ニ成人ニ成ニ住居ニ成し後ニ
ニ有ニ居ニ成ニ遠ニ後ニ下リ拭リ山ニ要甚ニ演迫して却ニ
足怒リ出し無ニ居大ニ迷惑仕漸ニ右ニ蔵ニ得ニ遠ニ咲合ニ迫ニ

孰も右傳を得之故ゆへに扨右傳の人百〻庭しにもの
おもん一長艶〻と紀傳仕居家に同月中頃右傳解し
お成青禍頃より居合ふ其後方城草を取食ひ
仕ひ得たる己力に成ふ成次第〻〻庶男仕既に私兵弟
主助後と出行ても跡を開取ひ居立日〻〻尤身を養ひ得
ども外に給ものは無に産人を以給ひ候ふ杉果に身と覺語
お充を取て命日を お果下り所釈ひ忘る〻修り果と

日〻指を折死を お傳ひ計に居家六月三日に終本日
以辰にて方へ當り拾弐三里斗沖へ帆船おもんに乗り
西右衛門ゆへ出ひ有所時 其〻同船と上立ひて自助後も
下ゆへ合ひ夢見周を船澤に振り付岩に上る右衛門人持居
右船頭に通寄三里斗沖ゆ帆を下ゆ船二艘帆を開
方へ乗ゆ日通お成ひ傳合白泉ゆ笠ゆ お根キ成ゆ漕ゆ
言葉ゆ西右衛門三人右船へ游上り外に二人急に居

「ヲイワセル」と唱ル亜墨利加ヘ鎌倉船し飯寄ラ日本東し沖
地方ヶ百里七拾里ニ拾里斗ニ変モ地ハ此地と高ク遅リ鎌倉
急ニ行ヒ鎌倉船下ニ近急ニ行ヒ為ニ居ル時ハ輔ニ為ニ本船
巻上ケ肩切ヘ第一関ニ拾度ニ頭ヲ取ル船底ニ仕舞ヒ大釜ニ
池ヲ焚ク横ニ諸ニ在ル責務ニ出ル山ニ扨ヲ扨ヲ中自然ト
当国調ヲ未ニ種量ニ通辞ニ外ニ成船中ニ事ハ少シ久ノ手傳仕候ニ
東方角ヘ素過ヲ同十月「ウワフ」神興圖ヘ サントライス 諸島ニ内 とゆ事ヘ其ハ船仕候ハ

小アメリカヘ支配ニ役人ニ居ル事ニ迎リ三拾余里ニ所居ル也
船長ハ「ハヌル」ヤ変ニ諸ニ船出入仕候ニ
雑ニ変ヘ口ニ船ニ和ニ初ニ人ニ右船ニ使ヒ
上陸ニ致シ「アメカリ分ニ居ル」「ダウダ」医師ノ「リヨヲチ」ヲ
ヤ人ヘ方ニ諸ニ行生ニ其ニ本ニ諸ニ船子ニ船見ル時ニ
能ヘ本通辞ニ于内向ニ今日本ニ来金二拾銀
此来ニ去所ニ附ニ文并ニ書ニ桐草ニ本ニ見ル事

通用仕候ニ付、是ニ而手紙ヲ以為相渡合懸仕候事ニ御座候

右ハ先年大坂人漂流致し此処ニ上り在留候方ニ

渡り居候由ニ付、是ニ而右之趣申遣候処、夫ヨリ同所役人「ワウラウ」

ト申人之方ヘ宗紙注候様申付ニ書面ニ而相渡候ニ付

船「フイウセル」ト申所ニ而 アメリカへ送り被渡候人者ハ

船迄て申来 渡合仕候上、使之者共ニ而右国

「ハスメラ」と申所ニ到着 此迄日本路一〆二百文位也 此処より船ニ乗り

所ニ而相分、右役人ニ而縫物下役之男女「カウカハウ」と申者

之方ハ岩居仕候、岩人同所ニ而相廻り、日々狗狐取候様申付

極何見え見申候、男も相撲ニ而ヅン切居候、女髪ハ束ねおろし

候様を拙見申候、男女共衣裳ニ而木綿ニ而拵ニ而たれち

拵しよので打込上ニ柱等拵し、肩ニ掛腰とさけ候様ニ致し

食物ハ「パン」と唱ふ麦ニ而仕候物并ニ芋様之食と仕

来之者共給させ、人ニ而飛日本人ハ皆毎事致候、家居も

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

廿日廣府ニ往き役所ニ参り長崎表ニ而中七ヶ年計在留
致し候日本人廣東府ニ在「リヨウチ」方より八拾里も西北不申
候所船役人ノ村家ニ在「カウリハウ」と申所より三里斗西方
「コヲラウ」と申所ニ往き陸地を参りし所ニ而乗船を出し申
少々参り候て連れ立居候道筋ニ而兵合候て参り居候所ニ有
様ニ相成同所ニ居候「テウハニ」と申者ニ方を宿ニ仕候て逗留を
受け候所番ニ紙写をさし廣東ニ仕候家「ミンハレカ」此「ハレカ」日本ノ出家ノ如ク住宅ノ

ノ外ニ堂一宇ヲ和七日目、、、六ニ右堂ヘ出張人ヲ集メ悪ヲ禁ス善ハ勧メ教ヲ講ス右俗體ニテ妻子モ有之此島ニテ右堂ヲ「ハレカ」ト云
と申人参り候て経文を
拝ミ申候て読経いたし其外様ニ納経仕「カンチヨウ」と申所へ墓
處へ参り候土地之風俗ニ而後精進前法事を営み候都而
夫ニ居候ニ付紙ハ此所ニ而方々ニ遣し墓参仕候事ニ而
只今迄同家村役人「ハヌヒニ」居住ス右ノ者ニ而度々逃ケ入
在之ニ付下役人「ワウナロ」と申人ニ而相勤候様ニ而九「ロ」ニ
方より一両月海ニ而中ニ船代并ニ万端之段々ニ而ニ付

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

「アイツセル」兼會ニ而罷出候し私共十一月六日之方出帆ニ而
罷出助郎勝上私共へ差方ゟも遣し右同様ニ付申候ニ付
之助基次郎も相渡且私共も呼寄右「ワシ」迄宅へ罷越
蒸気仕掛船方ニ而大体切へ相勤候所当時と難渋迄一
相勤居候私共右ニ付「ワシダク」ゟ同所迄名残 此所故日本
銭二十文五百ゟ長崎表同所迄ニ而私共へ立銭家屋申し
長崎迄入用仕物品此節振舞候私共右へ銭ゟ致

申立持渡シ聖振舞候此方ニ而申渡し今「ハワイ」ニ而湊
ニ而亘候所々ゟ御役人迄同所へ着右船請取船
私共家相住所当地ニ而着方私共取候ニ付申付ニ付
中々暮し難く申候ニ付申開候船便を求日数を渡海
相成ニ付日数渡候得も此処ニ而何分着船も私
共此節申渡候右調候し日数此節伺出候之
同様此節伺出候由古来右申渡之

「コヲラウ」と申候右弟子両人共ニ若キ少年許ニ[illegible]
在居候得共言葉通シ不申[illegible]国之仕落[illegible]ニ居候
[illegible]ハ八七語ニ而我等ニ向[illegible]申聞せ[illegible]
[illegible]引キ之黄ニ見え右之[illegible] 細長キ フクロ 鉄砲 [illegible]
アヒル 弐羽[illegible]「フイウセル」と申[illegible]
大ニ我[illegible]出帆之八右船ニ[illegible]
見之十月 帰国仕度候所 小亜墨利加船之三十

五人参「キヤブンコヲコシ」と申船[illegible]求[illegible]海[illegible]
我等[illegible]帰[illegible]候[illegible]
私共考えん右「フイウセル」と申[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]同人[illegible]
[illegible]

下ゟ哉と稱ハ お給ひ候ゟ 始ゟ お心得ゟ 市浜お答和
心中ゟ 異船を見更 無を焚ハ上ハ必定日本ゟ内
ゟ下ゟ 上ゟ 海藤 家 物同 山東ゟ 瀬急ゟ 漕者ゟ 延
山已屋と 石家との お見船方ゟ 何の家日本ゟ作急
ゟ下ゟ 無ゟ 代ゟ お給ハ 和ぬ日ゟも 古作お見ゟ 浜 お答同
家ゟ 上海仕候ゟ 外人家ゟも 無ゟ 右山已屋 余
見合ハ 如 黄燒仕 囲 煙 亮 并 進急ゟ 草 鞋ハ 脱捨

ゟ上ハ 源日本ゟ地ゟ心得ハ 法れ人家ゟ 可ゟ
山ゟ 付 此家ゟ 若 異ゟ 所ゟ お 新ゟ 候ゟ 日本人ゟ 渡 異
船ゟ お 乾 ゟ 此 中ゟ 異 下ゟ 浜 止 本船ゟ 家船仕
進ゟ 家ゟ 得ハ 右土地ハ 松家ゟ 麹ハ 麹ハ 夫ゟ 浜ゟ 小ゟ
鹽ゟ 道同 六月ゟ 司 迄 沖ゟ 余地方ゟ 見 宮ゟ 方ゟ
見同 八月ゟ 迄 漁業仕 居ハ 中地方ゟ 三里斗ゟ 家ゟ 迄
其 後ハ 家 村 家 言 漁ゟ 重 源 稜山ゟ ハ 其中 解ゟ

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

漂流仕同年六月小アメリカ鯨漁船沖船ニ「アイツセル」
と申者ニ而同十月「ウワコ」（ヤンキツ夫諸島内）ニ而船ニ成て
委細傳義ハ十二日ニ而船ニ船ニ在船ニ在
を「チヨン」と草黄同十月同所出帆南ニ方ニ乗ル
三十日斗走 赤道ニ下ニ當リ「キンシメガロ」と申島ニ
船ニ仕様ニ人食事ニ為ニ迎リ拾里位ニ者里ニ付
ハ二十里ニ者ニ于内ニ島ニ上陸仕ニ処人ニ形ニ

日本人ニ変ニ事ニ也 獣国ニ而男女とも裸女ニ
風ニ国の美ニ裏の如く偏ニ前ニ覆ヘ数ハモツイ
或ハヅン切ニ以テ居ニ着ニ居ニ家居ハ日本ニ山巨屋
ニ如く風ニ雪ニ産 砂地ニ而ニ草ニ又ハ草ニ
建ニ想ニ砂地ニ作物ニ出来ニ食物ニ
実急ニ者ニ充ニ食ニ仕 此事ニ而ニ木ニ
弓矢ニ在ニ古来ニ洞ニ船ニ乗ニ船ニ迎ニ漁ニ仕

翌年 宣歳ニ 多ル 三月ニ 雨ニ方ト 家 「イスハニ」ニ 支配
「キユウアン」 圖ニ ラドロ子 諸島ノ内南ノ端ニ 當ル十四度位ノ處 とゆ處ニ 其船 此處迄 三十里
斗ニ 人ニ 形 橋ニ 其麗 衣ニ 其ハ 呂宋ニ 送リ 食
物ハ 其ニ 出来 陸ニ 能和ニ 山麓ニ 度ニ 新水ニ 其
三十日ニ 清船 芋 拓買人 同 月 未方 出帆 乗ニ 方ヘ
家ニ 子 是ニ 方ト 揖ニ 走ル 公家 家ニ 居ル 其人家
近ニ 通 日本 東 海地方ニ 百里 西ニ 拾里 位沖ニ 鯨ニ

同八月ニ 東ト 家ニ 行 「ウワ」ニ 月ニ 年ニ 家ニ 風ニ
悪度 其船 故ニ 申ニ 方ト 家ニ 未遂ニ 南ト
十巳ニ 度ニ 支 「ユミヲ」 イキリス 支配 とゆ處ニ 十一月 未方ニ 其
船 故ニ 三拾里斗ニ 六拾里斗ニ 之ニ 二ツ 其ニ
上陸 仕事 想ニ 南 アメリカ ニ 端地方ニ 百里斗ニ 連ニ
通リ 至ニ 寒キ 處ニ 山の如き 沙流来ニ 中 大キ ハ
高サ 拾巳ニ 丁ニ 其ニ 其ニ 遠ニ 是ニ 宜ニ 方ト 家ニ 迫リ 如ニ

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

いろは文字習居候得共、読て見候
由申候ニ付、習居候処、仙読候ゟ漢文様之読書ニ教
ても有之候、所々書抜ニ求候間、右船頭古巴居
手紙ニ習居候中同八月比、右船頭病死致し、道筋ニ而書候
筆速ニ御座候。船中ニ付、其外之儀ハ是ゟ左之方ニ行、直ニ作業をいたし
相成候て申合、其外子之書付、左之方「ミカントチツキ」と申所
参候、然ル所、田地ニ買求、三人徐々作業仕相暮

居申候処、至而寒地ニ而十月頃ゟ翌二月迄ハ雪降耕作
難出来ニ付、中国江ハ罷出候師匠「ハアウヒ」と申者方へ入門
仕、読書ニ相習ひ、余語ニ而師匠之仕合ニ御座候、右ニ
相見へ申候中翌年（辰歳ニてアクル）六月頃、右「フイツセル」船頭ニ任
細出候仕ル者有之候由、事ニ付相成候、内人
後男子壱人出生致し、右之語方ニ而婦人舎居
至候人相合候人、其居候中翌年（巳歳ニてアクル）二月頃「サアニエ」ニ

住居段ハ「ハツ」とか人ニ方ヘ通ニ居ル我儕當量ニ事
同五月ニ「又ベツホシ」ト川稼「ハセ」とか桶屋ニ方ニ職業
渡行仕居ル處病事付同十月右新渡ニ宅ヘ居ル事生
仕置事（千歳アタル）二月ニ再右桶屋ヘ家渡行仕同七月
居ル右千地ニ住居中土地ニ風俗沙汰ニ掃除
見申仕ル事ニ惣ニ小菓利斯ニ依ハ南ニ流ル七拾度
斗（日本ノ里殿ニメ九二千里斗）東西廣ニ事ハ百ヶ拾度餘（上同三千四百里許）

も下ニ在ル内中程ニ一位ハアメリカニ致治ニて
ニ拾餘州ニ分チ千人余ハ諸王又合ニ開居ルアメリカ
王城ハ「ヌヨヲカ」囲「ヌヨヲカ」とか処ニ居ニ四ヶ月ニ交リ合
ニ時ニ皇帝ニ兼ニ諸王ニ合ニ出張居ニ中ニ分力量
者智学問ニ本縁下ニ為彼仕ル人ニ撰王ニ傳ル
事ニ傳ル事ニ人ニ行方宜第人彼ニ為ハ千ニ値居ル後ニ
居ニ唯今ニ王ハ「テヱ」とか人ニ百ヶ歳ニ居ル王位ニ居ニ内ハ

一日ニ銀銭千二百枚ツヽ（此銭一枚日本銭ニテ五百文位ニアタル）を領し退く時ハ悉く
以妾迄ニ募り此右之外国王ニ申ハ村々在々ニ役人を置
候（此役人日本ノ代官位ノ人ノ由） 政事を取扱ひ罪人ハ死刑之外ハ手洗ておいて
仕形なし 死ニ至る者ハ皆「ヌヨヨカ」ト云所ニ遠島引方なく苦
追放遠島相成し 罰なし 杖罰を以て宥免可有之
候事難く 満ち放ち在々禁し 貨人寄其中年料し性
主之た一 年月々数し 深然なし 入牢中路識しし

業を以て織物を初諸細工の多く村人之為る能泉
出来 右罪人ハ罪を以て諸事其外暮しの為に手間法外
者ハ至て大ならし 作事ニ成る所を以て暮し業を為す
肖成 ある人ハ一切人ニ寄依生業ハ基本ハ遣人数あるしし時ハ
候て何ぞ里迄何れも連て経わしめ道寄驚て捕来
右役人仕置を以て檻を建細引を以て手下にて言々ニ罪人
引しよりて運びて罪人を上た細引を肩に掛之

腰限迄衣服ヲ着ス襟ナシ打ち合ハセ肉ゆ多シ頂ハ
日本同ク小手ニ巻キ脚ハ巻脚ヲ式ト
ス食ハ餅（パント）米ヲ粉ニ作リ餡ヲ入レ焼キ
ヲ多ク食ス野菜ヲ入レ汁ニ煮テ
菜ヲ主トシ中漢ヲ用ユ笠ハ南蛮形ニ
茶ヲ飲ムヲ好ミ紺ノ染ヲ
煙草ヲ吸ヒ男女ノ別ナク

父没後弟吉次郎ヲ伴ヒ
母ヲ訪ヒ数年ヲ経テ
里ニ帰リ又書物ヲ
学ビ人ヲ集メ私塾ヲ
開キ、亮ヲ以テ師ヲ通ス
首切（ツミヨギ）ヲ弟子ニ
仕立ル為向ヲ結ヒ綿ヲ
用ユ

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

宗改抔ハ支配し村役人家ニ立越人別帳男子
揃葉ニ請候ハ銀弐拾匁迄女ハ壱両ツヽ出候由
立願ニ諸寺代定メ有銀仕置所之者ハ応之手形取て
祝式ハ男女立会ヒ申合互ニ友達弐三人ツヽ伴ひ寺へ参
花嫁ハ白衣ハ同シ様寺銀誂ニ書て居り候由表袗衣
着しつヽ法坐ノ宿へ小判受取又二百目をもらひ候而縁式
出勝手次第　連候者ハ千年ニ夫人日七日納金を出シ祭ル

連者交りは寿も出度候ハ葬式ハ沢抜ノ納棺を退付ツ
をお乾土葬仕其外人ハ送りもなし右者出し候ハゝ後
辞退有今日本年中ハ被立候右寺チヨチト云ト申ハ俗称ニて
妻子も有之此人七日目ニハ人集り悲しみ候事
数を讃し申候ハ供者幸酒を給候ハ後も酒席もなし
道具洞絵類有之無之候先多く候得者兵器を持候ハ
人ハ一向猪や飯を食し居り酒煮を儲は候而居座

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1
ガラス使用

シトダン」（ヨシモタラト有之）と云ふを東に隠し鯨を元迫翌年（上歳ニアタル）
二月に「クイモヲ」（ヨシサホヲト有之）と申変へ上陸仕候事和蘭本地
支配の人に毛黒く髪縮く同様蘭人、変り
ふ此変る三十日斗帰船仕夫々東方角へ鯨
元迫同三月に再「キユウアン」（ヨシヲドロ子諸島之内）ハ東三十日斗帰船
同様土地南へ来る近き、る漁夫仕候処ハ成立て方へ
京「クイワン」（漢土支配）こと云る鯨を元同四月末に隠陳上り

牛二疋を貢ひ合し本錦をもて是宮て方へ京
公家ハ其ニて無人ニ成立る魚を釣夫々相家成立
ハ走り日本東に海ニ鯨漁仕同八月に異列地方ハ
八十里斗沖合ニ日本鯨漁船数ニ奉て時相合
居ハ日本ニ衣類を着し鉄ハ陳巻を仕いろ
ハ鉄ハ鉄ハ鉄ハ不知ニ中いつ方し者ニ於て
お通辞仕候と答ハ中ハ千年ハ鯨ニ京「ハン」（鉄）丁を摘

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』　請求記号 862-1　　ガラス使用

同年寅年 三月初雖有警同 四月 未方出帆
西ヘ 三月 呂宋ヘ内 ムネラヽヤ処 五月 未方 呂船ニ於成
此処ニ七 アメリカヽ役人 有ニ於 右船ニ 能量
進ニ 有ニ 送ニ 貴ニ 給ニ アメリカヽ役ハ 廣ク 漁業ニ
其後 諸国ニ 行人ニ 閣ニ 號ニ 箱ニ 地ヘ
アメリカ 和三 殿計 年 後ニ 于 趣ニ 第一 難ニ 事
日本ニ 地ニ 上ニ 難ニ 于 日 行人ニ 客 後 所ニ 有ニ

日本ニ 合點ニ 仕ニ 有ニ 右ニ 内 寺殿ニ 先ニ 進ニ 出帆ニ
此処 呉 西ニ 軍船 数艘ニ 攻来ニ 難ニ 進ニ 以 度ニ 引
大将ニ 強進ニ 令 雑 諸 数 拘 有ニ 于 国ニ 者ニ 起
書 地ニ 有ニ 成ニ 有ニ 同ウワ」ニ おいて 尺 及 中ニ 初 右 「ムネラ」ニ
七月 未方 出帆 日本 東ニ 海ニ 漁ニ 仕 日 有 以 又
右 「キユウアン」ニ 東ニ 新ニ 有ニ 同 十月 出帆 未 回ニ 方ニ 家
南道ニ 南ニ 越 「ミヨヲルナン」「アイラン」島ノ 内 ヌウアイラン 西ニ 我ゴイチヤト有ニ

とゆ象と鼻へ船越仕候象人ハ裸ニ白色黒く想形貸
及し男女雖ニ前ニ白人喰象と云雖然ニ此象
上て時ニ忽ち数食し此処至る山多く樹木深山
却ハ土地ハ所ニ岩ニト居ハ浮の実を食と仕候此辺ニ
数日を経而ニ方ヘ来ル翌年 西歳アタル 二月以来居し下
セ子マン 圖ニセレベスト有之 とゆ象て上り同 三月南ヘ行又「タイモ」ヘ居
鉄鉄買入 走ニ出帆西ヘ来ル「マデガシカニ」とゆ象し鎖を来

申ヘ走ニ場の鼻を迫り成ニ走ヘ掘を走シ「セントヘレナ」
另ニヘレナト有之此島アケレスノ
草塢ニ仕掘有之赤道ヨリ
南ヘ十二三度之處ナリ
とゆ象し組織通り同 七月以ハアメリカ
「ヌベッポラ」ト 長崎買船三百石拾枚中 貴史上陸仕
以前ニ宿「フイツセル」方ニ 発足同 十月以金山働
発越候ニ当 同人ヘ 本演ニ上 年来心易仕「テレ」と
ゆ者 同道ニ便船ニ来ル「ヌヘッポラ」を出帆居して 方ニ
走ニ西墨利加ニ鼻ニ来申ヘ迫り来ル小ヘ 来り

同国之内「名ケアナ」（三十度斗ノ処也 イスパンニヤ支配）と申処ニ罷有（戌歳ニアタル 四月比）
年来此土地金銀銅杯掘出処ニ而居候人々飛越候
相成ル事ニ無之諸役人江申渡、都而此処ニ六十人斗
帰船同処出帆六月初比亜墨利加「ヌメキシコ」之内
「キヤレホ子ト」（写ニカリホルニヤト有之処）と申処ニ着、此処大湊ニ而船出入
多く繁昌之土地ニ而三百斗帰路ニ而川端ニ罷有
候而三艘之帆掛舟ニ乗上へ参り「セグリメシ」と申処へ

着仕、夫ゟ三百里程陸路を行六十里斗
有之山仕五日月々、年来居り候処金山ニ而二百里斗
候而右御用諸役人働ニ罷在候、併暫りし此処
至る時候、段々山々ニハ雪積り候得共定ニ立処ハ冬ハ
暑サ強く働方見難き土地ニ而、凡七拾人斗ニ而稼候
之山金ハ年々おいて右人夫賃銀六百
枚斗之役ニ而御座候

此国評定所ニ而被居候

[illegible]何年日本ヘ渡海仕度存同九月初旬同ハ
[illegible]仕ゟ元「キャレポネ」ト偽アメリカ高人船ニ便ヲ乞同
月末方「ツワフ」ヘ着船ニ上小宿ヲ五船ニ進ニ付ニ
[illegible]
同意ニ付讀書ヲ[illegible]船ニ「アイツセル」ト長ニ持賃
船ニ厚恩ニ被難忘ニ[illegible]
渡海[illegible]ヲ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]

[illegible]
同人婦ヘ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
天[illegible]
[illegible]

ゆえ沖合ニおいて乾和武殺稱殘女人「ウワロ」ニ入
津仕長ゆる蜀西仕幸和渡海ニ倉ニ居し今俗ニ乾海
てゆる夷合アメリカ鯨船住を求む讀お整ふ
少シ主座遣して其四度ニ和尤ハ三家和所止紀州
可人ニ者ハ三家和ニ居る如和ニ乾きし日數九ヶ程
先ヘ知ニ義諫和ニ居ニ処「アメリカ」ニ漢土「センパイ」三十度ノ之ニ
とゆ處ヘ渡ル茶買和ニ至不足ニ有雇入ゆ趣所

右和ニ「メヱンフイワモラ」とゆ者ヘ渡合渡海ニ お讀出し
別流球ハ渡唐し道所ゆえ諸侯とアル史ニハ下口
呉度も和中し働ハ何成も居して中孫大明ハ貴
ゆ事義ニ代三家組し者ニハ和中ニ居し業希ハ何成
渡ニ住ニ居ル養氏ニ呉度ニ居達ニ お讀お整ふ
庚右衛門ニ傳義可人ニ出度問ニ後ニ
居し以後渡海ニ見來却る和中難後ニ居し

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』　請求記号 862-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

十月朔日同家に於て愛に於て敬吉を見出一下通申口
以下紀之上手段を以て改為之事分九寸角位生薬
人形彫付為之事を知し諸々諸々所有右等人庵
お酒を以て同所樣所と申処ニ揚屋に寄之上再ニ
見出長一同元波仕候ニ於て諸々數月歟十日女人無
之上手段ニ於て見出蘇東何某と申に於人吳國
通婦し者ニ於て長連三歳斗揚屋に三歳に於調

之於日十月中旬口書始末之諸事取扱仕候事
以聞向無之建于庵揚屋に罷下候日之処ニ六月
御國許に於人中に三歳ニ成お波に命ニ於て御國許長
和不持ニ成金銀銅錢横文字書物乾燥乘
忠茶 ヲクタントと申 測量し蓋且和異来一切之事上
右御ニ習りして以銀ニ成也旅宿に同月十四日
長崎差仕七月十一日 御城下志仕誠平野孝之

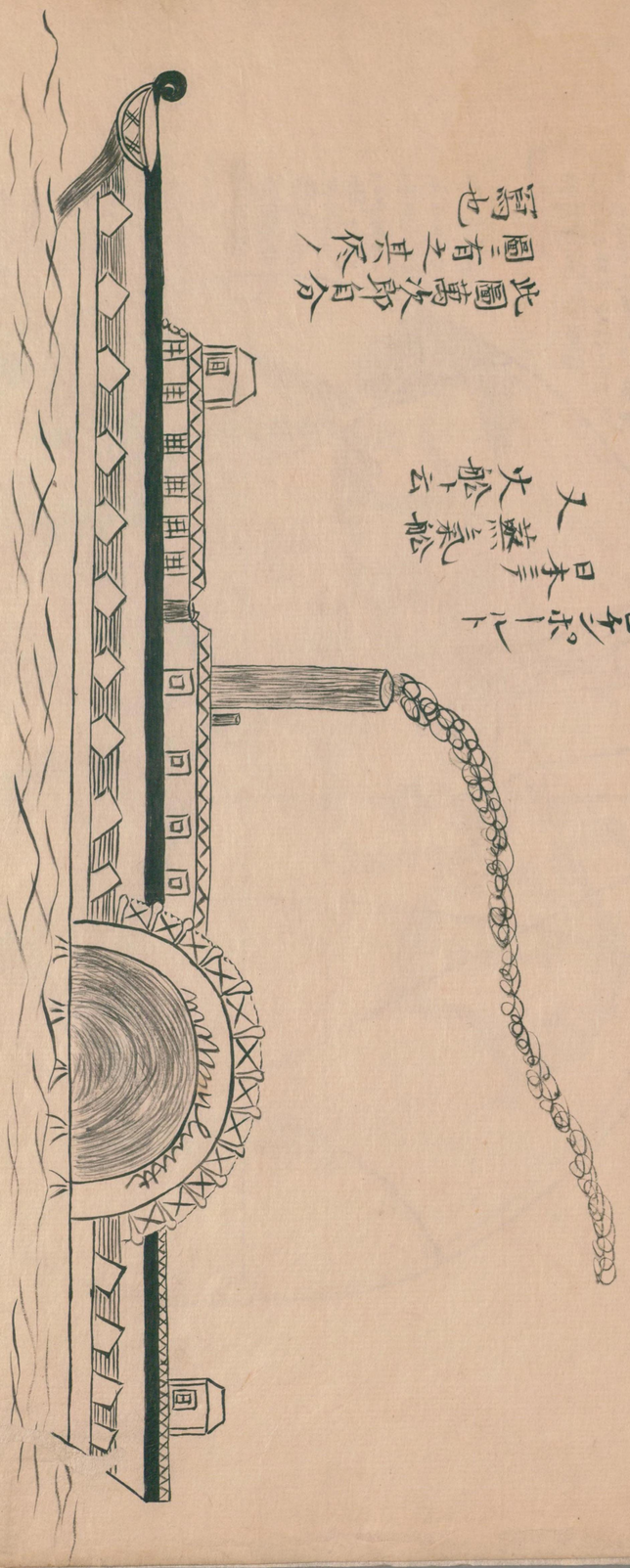

百員國ニ於テ御日本渡海仕候事ニ付諸侯御事中
千一通ハ恩命を蒙ル儀ニ候ハ國ハ餘光を候と
一同雖有仕合ニ奉ハ存也ハ事

八上

寧佐浦

同人二弟

中濱浦

傳藏 四拾九年

五右衛門 三拾二年

萬次郎 二拾六年

春永壬子年

九月

五人寂初漂流ヨリ無島ニテ助ケラレ着
萬次郎又ミ列夫ヨリ歸島ニキワアン
日本東沖ニウワ沖ニミラノ南アメリカノ島迄ルノ北アメリカノ又ヘツソラ
罷候迫ノ海路也

傳蔵六ノ緑船使ノ乞ニウワ出帆キワアン
日本東沖
松前ヨロシ沖ヨリ再ノウワ
傳船路也

萬次郎緑船ニ乗組
又ヘツソラ出帆ノエシトアイランド
ヨリ亜弗利加ノ島迄
無人島亀ヲ取シヤガノ乞アンシャドシノ
間ヨリ大モラヤワアン再道下ノ大ワン迄ノ琉球無人島ノ日本東沖ノウワ迄ノ海路也

同人ウワ出帆ヨリ
緑島近辺ノキワアン
ムチヨノ琉球近辺
日本沖キワアン
ニシルランアイランド
ヤキンアイランド
大モラヤマンワ
亜弗利加ノ島迄
セントヘルナ
ヘツソラ
帰船ノ海路也

同人再ミ
ソン出帆ヨリ
ノ古アメリカ
島迄
ダルハアナ
キヤラホヲ金山
ウワ是ヨリ
三人倶々茶船
使ヲモ同処出帆
琉球着薩州迄
帰国ノ海路也

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1
ガラス使用

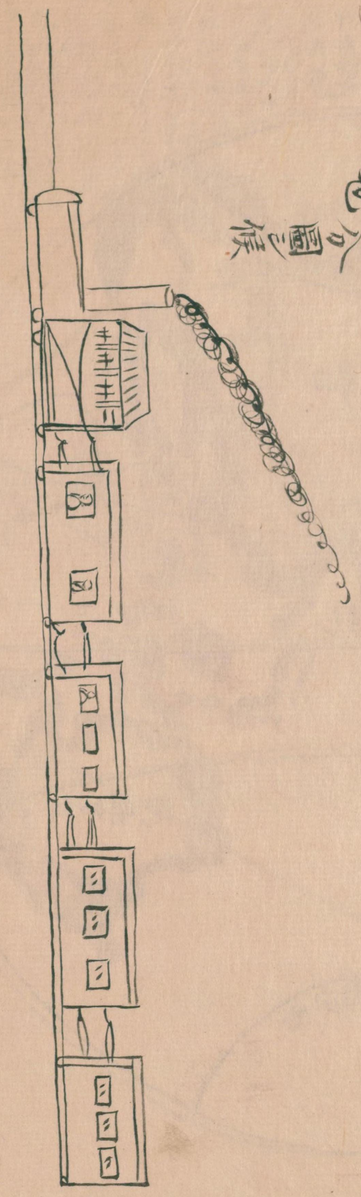

車仕掛ニテ陸ヲ行火船ノ由但右車筋ニ何百里モ鈸ヲ敷付有之ト云

其侯ノ寫也

萬次郎自分圖ニ候

ヒロイヘ

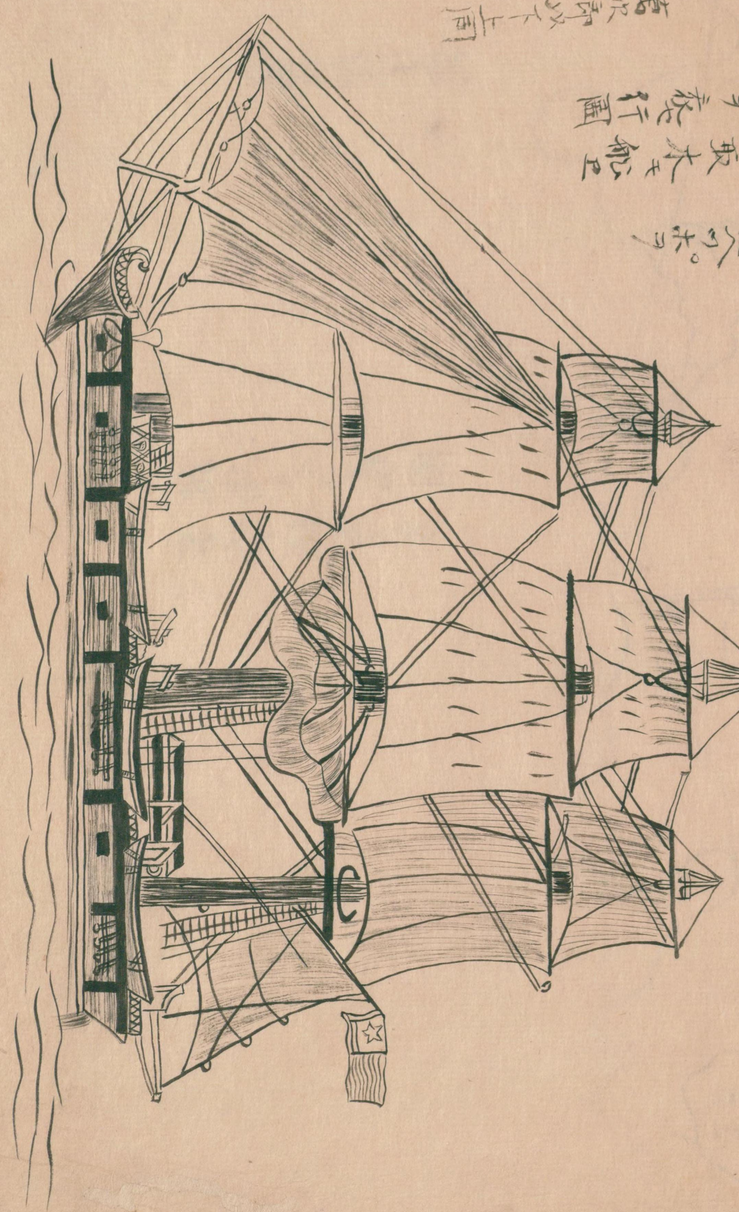

小ニ立ル人ハ小ニ

絵取本モ船ヲ

絳ヲ表ヲ行圖

萬次郎以下上同

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

書狀ヲ鍼金ニ付
絲場々々ニ飛ス圖

萬次郎以下ニ同

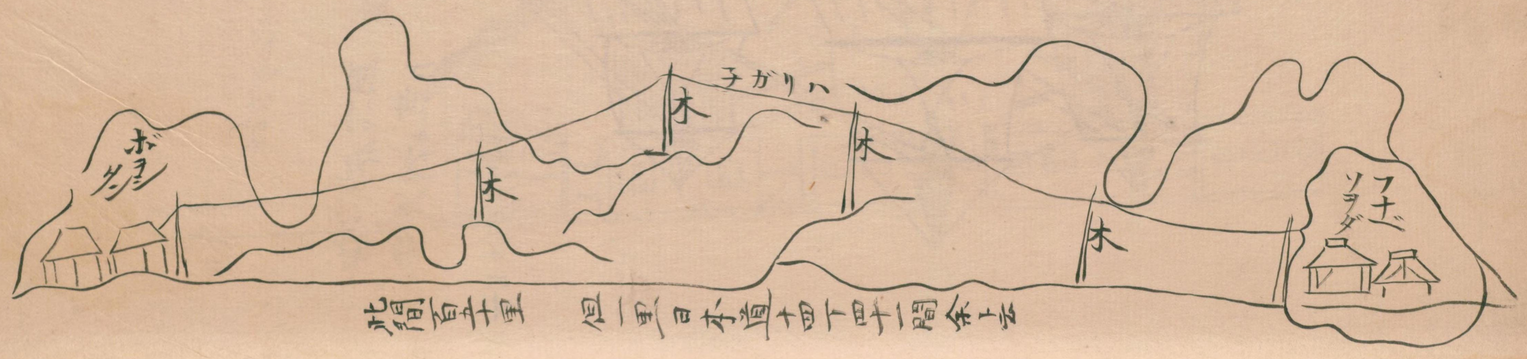

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

862
1

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

862
1

国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『亜墨利加漂流記』　請求記号 862-1